

船橋市教育委員会会議 6 月定例会会議録

1. 日 時 平成 2 4 年 6 月 2 1 日 (木)  
開 会 午後 3 時 3 0 分  
閉 会 午後 6 時 1 0 分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 中 原 美 恵  
委員長職務代理者 篠 田 好 造  
委 員 山 本 雅 章  
委 員 石 坂 展 代  
教 育 長 石 毛 成 昌

4. 出席職員 教育次長 魚 地 道 雄  
管理部長 石 井 雅 雄  
学校教育部長 松 田 重 人  
生涯学習部長 高 橋 忠 彦  
管理部参事兼教育総務課長 二 通 健 司  
学校教育部参事兼学務課長 藤 澤 一 博  
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之  
生涯学習部参事兼中央図書館長 鈴 木 隆  
財務課長 泉 對 弘 志  
施設課長 小 川 良 平  
指導課長 鈴 木 正 伸  
総合教育センター所長 山 本 稔  
保健体育課長 岩 村 彰 喜  
文化課長 武 藤 三 恵 子  
青少年課長 中 村 義 雄  
生涯スポーツ課長 加 納 誠 一  
市立高等学校事務長 宮 澤 敦  
指導課主幹兼課長補佐 松 本 淳  
保健体育課長補佐 寺 田 政 則  
指導課副主幹 加 郷 正 英  
保健体育課副主査 島 田 幸 恵

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

議案第 3 6 号 船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

議案第 3 7 号 船橋市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 3 8 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 3 9 号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第 4 0 号 平成 2 5 年度船橋市立船橋高等学校第 1 学年入学者選抜要項について

議案第 4 1 号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部

を改正する規則について

議案第42号 船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について

議案第43号 船橋市図書館協議会委員の任命について

### 第3 報告事項

- (1) 市立船橋高校ヘイワード市モロー高校との姉妹校交流20周年記念式典について
- (2) 平成24年度船橋市小・中学校音楽発表会（第34回サマーコンサート）について
- (3) 平成24年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (4) 平成24年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (5) 船橋版漢字検定「いいかんじ」について
- (6) 第48回船橋市中学校総合体育大会の実施計画について
- (7) 平成24年度第1回算数・数学チャレンジふなばしについて
- (8) 第25回船橋市文学賞について
- (9) 船橋市文学賞「文学講座」について
- (10) ホタルの自由観賞会の実施報告について
- (11) 学校プール開放事業について
- (12) 大穴多目的運動広場の開設について
- (13) その他

## 6. 議事の内容

### 【委員長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議6月定例会を開会いたしたいと思っております。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月25日に開催いたしました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認いたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

では、異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

### 【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第42号及び議案第43号については船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案については傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条の規定により議事日程の順序を変更することとし、当該議案を報告事項(13)の後に繰り下げたいと思います。

なお、議案第41号の審議終了後、休憩を挟みたいと思います。この件につきましてご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めますので、当該議案を非公開とし、報告事項(13)の後に順序を繰り下げるということにいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第36号について、教育総務課、説明願います。

**【教育総務課長】**

では、議案第36号「船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について」ご説明いたします。資料は1ページからでございます。

平成24年第1回市議会定例会において、船橋市暴力団排除条例が制定されたことに伴い、教育委員会の所管条例のうち、教育機関の設置及び管理に関する条例10本が一部改正され、平成24年7月1日から施行されます。

この改正される条例10本のうち、7本について、いわゆる条ずれを起こしますことから、その部分を改正するとともに、「様」を「あて」に改める、また「一に」を「いずれかに」に改める等の文言の整理を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、この件に関しましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【山本委員】**

あて先の「様」を「あて」に変える理由はありますか。「様」のままでいいんじゃないかと思うんですけども、世の中の趨勢からですか。

**【教育総務課長】**

時期はいつだか、ちょっとはっきりいたしません、船橋市の条例、また規則等は「様」を「あて」へこれまで変えてきております。それについて漏れたものについて、それらに合わせて変えるということです。申し訳ございません。理由については、はっきりとはお答えできません。

**【山本委員】**

お上が上から見ているような感じだというような抗議か何かがあって、「様」を「あて」にしたのかなと思ったんですけども。

**【教育総務課長】**

たしか私の記憶ですと、昔は「様」を使わずに「殿」を使っていたことがございました。「殿」を「様」に改めて、さらに現在は「あて」という表記にしておるところでございます。

**【委員長】**

よろしいですか。漏れていたところがあったので、他に合わせて文言を整理するということですね。

**【山本委員】**

それはわかりました。警察の人が「おい、こら。」と言うのをやめようというのと同じような感覚で「様」というのをやめようという感じなのかと私は思ったんです。

手紙などの返信用のもので、勝手に自分の名前に「様」とか「御中」と印刷してあるのもあります。「行」と書いてあるのもあり、どっちがいいのかはわかりませんが、今、「様」とか「御中」と書かないで返信してくる人が多いから、本当は「様」としていてもいいような気がします。申請者は「様」と思っていなくても、申請する身としては「様」としたほうがいいのかと思ったもので、ちょっとお聞きしたんです。

**【教育総務課長】**

ご意見はごもっともかと思うんですけども、市の条例規則の統一性という観点から、ほかの規則・条例に倣ったということをご理解いただきたいと思います。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【山本委員】**

結構です。

**【委員長】**

文言の整理と条ずれの修正ということで進められているようです。  
ほかにご意見よろしいでしょうか。

**【各委員】**

なし。

**【委員長】**

それでは、議案第36号「船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、異議なしと認めます。議案第36号については原案どおり可決いたしました。  
続きまして、議案第37号について、施設課、説明願います。

**【施設課長】**

議案第37号「船橋市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。資料の15ページから18ページになります。

本議案につきましては、船橋市暴力団排除条例が平成24年7月1日に施行されることに伴い、所要の改正等を行う必要があることからお諮りするものです。なお、条文の内容につきましては資料の17ページからの新旧対照表をご覧ください。

では、改正される箇所を順にご説明いたします。第4条中「一に」を「いずれかに」に、同条第2号中「、市」を「市」に改め、同条に次の1項を加えます。

第2項、前項の規定にかかわらず、体育館等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるときは、当該使用を許可しない。

第8条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「、又は」を「又は」に改め、同項第2号中「、又は」を「又は」に改め、同項第3号中「、学校」を「学校」に改め、同条第2項中「の許可を」を「に規定する許可の」に、「、又は」を「又は」に改めます。

附則としまして、この規則は平成24年7月1日から施行します。ただし、第4条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）及び同条第2号の改正規定並びに第8条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行するものです。

以上のことから、船橋市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第2号の規定に基づきまして議決を得る必要がございます。

ますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ただいまご説明がありました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。これも議案第36号と同じ理由によるものですが、大変細かい修正が幾つか入っているところです。ご意見ございますか。

**【山本委員】**

国語の問題なんですけれども、第4条の(2)で、「地方公共団体が、」と点が入っていたら、まづいんですか。ここら辺がちょっとよくわからないんですけれども。

**【施設課長】**

この辺につきましても、例規で一般的な表記としてこの形になっているので、他のものと統一する形で直してございます。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【山本委員】**

わかりました。

**【委員長】**

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

**【石坂委員】**

ほかのものとの統一性というお話でしたけれども、もう少し具体的にお話をお願いしたいのと、今後も読点が入る、入らないでこういった議案となる可能性があるということでしょうか。

**【施設課長】**

法律の改正に伴って、このような規則の改正があった際にあわせて調整していくということです。

句読点のみの訂正をやるということではなくて、大きな法律改正等に伴って規則等をいじるときにあわせて改正すると考えております。

**【委員長】**

今回は第4条第2項というほうが改正の必要となったので、それにあわせて他の部分も見直して、句点の不要なものを除いたということですね。

**【施設課長】**

そのとおりでございます。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。

**【篠田委員】**

第4条第2項の、ここに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年）と書いてありますよね。今まではこの項目はなかったわけで、今まで暴力団が使って何か弊害があったことはありますか。

**【施設課長】**

今まではないと思われま。平成23年の学校施設の目的外使用の状況、施設課のほうで統計がありまして、当たり前なんです。町会行事、スポーツ、公的使用等にほとんど使われてございます。そういう実態はございません。

**【委員長】**

船橋市暴力団排除条例の絡みでこの項が必要になってきているというか、改正する必要が出ていくということですね。

**【施設課長】**

そのとおりでございます。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。それでは、議案第37号「船橋市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、異議なしと認めます。議案第37号については原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第38号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

19ページをご覧ください。議案第38号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

このたびの規則につきましては、職務の級別区分の一部改正に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がありますので、本日の定例会におきましてご審議をお願いするものでございます。

新旧対照表の22ページ及び23ページをご覧ください。

平成24年4月1日から船橋市の小学校及び中学校、特別支援学校の県費負担の事務職員の中に主査という職名が加わりました。このことに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則第4条、県費負担教職員の表及び第12号の様式、船橋市立特別支援学校管理規則第43条、県費負担教職員の表を改める必要があります。具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則第4条、県費負担教職員の表の事務長の下に主査の欄を加え、第12号様式の項目のHの項目になりますが、その枠の中の事務長と副主査の間に主査の欄を加えるというものでございます。また、船橋市立特別支援学校管理規則第43条の県費負担教職員の表の事務長の下にも同様に主査の欄を加えるというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。細かいことなのでご確認いただいて、あればお願いしたいと思います。

よろしいですか。根拠がはっきりしていて、適切に改正の内容が説明されていたと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第38号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第38号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号について、同じく学務課、説明願います。

#### 【学務課長】

25ページになります。

議案第39号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

このたびの訓令につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する必要がありますので、本日の定例会におきましてご審議をお願いするものでございます。

28ページの新旧対照表のほうをご覧ください。



平成24年4月1日から看護休暇の取得期間の上限が1の年度を通じて180日とされていたものから、要看護人1人につき3年に延長されることとなり、県では看護休暇承認申請書の様式の文言を改めました。その際あわせて注釈の整備を図りましたので、このことに伴い、本市においても県に準じて第10号様式、看護休暇承認申請書を改めるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。28ページの新旧対照表をご確認ください。よろしいですか。

それでは、議案第39号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、異議なしと認めます。議案第39号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号について、指導課、ご説明願ひます。

**【指導課長】**

「平成25年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項」についてご説明いたします。資料29ページからご覧ください。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めること。また、船橋市立高等学校管理規則第24条には「第1学年生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。」とございます。市立船橋高等学校は千葉県の公立高等学校の一つであるため、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に準じて選抜事務を進めているところでございます。

また、選抜要項につきましては、6月29日までに千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いいたします。

千葉県の公立高等学校の入試制度におきましては、昨年度と比べて大きな変更点はございません。このことから、本市の選抜要項も制度及び選抜内容は一部を除き昨年度と同様でございます。

はじめに、44ページにございます新旧対照表をご覧ください。一部追加した点をご説明いたします。

第4の海外帰国生徒の特別入学者選抜、1の志願要件（1）及び（2）につきましては、昨年度

のものと全く同じでございますが、帰国後1年以内や2年以内とあるのを、具体的に何日までなのかということを確認いたしました。帰国生徒による特別入学者選抜の志願者につきましては、多くの志願者がいるということではなく、志願者が全くいない年もございます。昨年度は2名の志願者があり、2名とも合格いたしました。

それでは、平成25年度の入学者選抜の概要につきましてのご説明をいたします。資料32ページをご覧ください。

第1の募集定員につきましては、普通科240人、6学級分、商業科80人、2学級分、体育科80人、2学級分、それぞれ男女共学といたします。

第2の出願につきましては、他の公立高校との併願はできません。また、普通科におきましては船橋市内が学区になります。専門学科の商業科、体育科は学区が県内全域となっております。これ以外の入学志願者は高等学校の校長承認が必要となります。

次に、第3、前期選抜につきましてご説明いたします。

前期選抜の定員は、普通科においては全体の募集定員の60%、144名となり、商業科及び体育科は全体の募集定員の80%、64名といたします。

次に、33ページをご覧ください。2、応募資格及び期待する生徒像等につきましてご説明いたします。

(1) 応募資格、③に学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者とありますが、中学校を卒業した者と同等以上の学力がある者ということでございます。

(2) 期待する生徒像につきましてご説明いたします。各学科ともにまじめに学習し、活動した中学生が受験できる内容となっております。普通科、商業科を受験する者は志願理由書に志願する動機や理由、学校内外での活動や自分について伝えたい事柄を記入し、高等学校が定めた期待する生徒像の項目、普通科におきましてはアからエ、商業科におきましてはアからウに当てはまるものに対して自己表現を実施いたします。

次に、34ページをご覧ください。

検査の期日は平成25年2月12日及び13日でございます。

1日目は学力検査を、国語、数学、英語、理科、社会について各50分で実施いたします。2日目は、普通科は自己表現、商業科は自己表現と面接、体育科は適性検査を実施いたします。自己を表現するという検査方法により、人物にすぐれ、学習意欲に富み、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確保することを目的としております。体育科は記載されているとおりの適性検査ⅠとⅡを実施いたします。

次に、5の選抜方法について説明いたします。

選抜方法は、調査書、志願理由書の書類審査と学力検査の成績、自己表現、面接、適性検査の結果を用いて判定いたします。特に調査書の評定につきましては、35ページにございます算式1で得られた数値を選抜の資料といたします。

次に、選抜結果の発表日時につきましては、3月6日午前9時からでございます。

続きまして、前期選抜枠の一部として実施する特別入学者選抜について説明いたします。35ページの第4と37ページ第5に記載してございます。

船橋市立船橋高等学校は、特別入学者選抜としまして海外帰国生徒と中国等帰国生徒の2つの入学者選抜を実施いたします。海外帰国生徒は普通科のみ、中国等帰国生徒はすべての学科で実施いたします。

次に、後期選抜について説明いたします。38ページをご覧ください。

後期選抜は、前期選抜で定めた選抜枠から残りの定員数を募集するものでございます。応募資格につきましては、前期選抜のものと同じでございます。

提出書類は入学願書、調査書、学習成績一覧表等となっております。

提出期間は平成25年2月21日及び22日になります。

38ページの第6、後期選抜の3をご覧ください。後期選抜は1回に限り、希望する学科の変更又は高等学校の変更ができます。

5の学力検査等の期日をご覧ください。後期選抜の検査期日は平成25年2月28日の1日のみといたします。

6の学力検査の内容は、国語、数学、英語、理科、社会、各40分の検査時間といたします。さらに、商業科では面接、体育科では適性検査を実施いたします。昨年度の教育委員会会議の中で、前期選抜の1教科の試験時間が50分なのに対し、後期選抜では1教科が40分になっていることにつきましてのご質問がございました。その後、県の教育委員会に確認をしました結果、1日の中で5教科を実施するという事と、高校によりましては面接や適性検査を必要に応じて実施することになっていることから、50分のテストでは1日での実施が厳しくなってしまうことへの配慮とこのこととでございます。この配慮のもと、本市におきましても商業科の面接、体育科の適性検査の実施をすところとでございます。

次に、7の選抜方法について説明いたします。

選抜の方法は、調査書、学力検査の成績及び面接や適性検査の結果や、40ページに示しました算式2を用い、またアからエまでを資料として総合的に判定いたします。

最後に、第2次募集について説明いたします。

第2次募集は、後期選抜の募集定員に満たなかった場合、実施することとなります。普通科、商業科は面接及び作文、体育科は面接及び適性検査を実施いたします。

以上で平成25年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項についての説明を終わりにいたします。

なお、入学者選抜実施要項を要約した募集要項は本市のホームページに掲載する予定でございます。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

私から1点お伺いしてよろしいでしょうか。最初のほうで44ページの新旧対照表のご説明をい

ただきましたけれども、この帰国後1年以内と帰国後2年以内について詳細な規定を記したということでしたが、該当者はそう多くないけれども、このように変える必要ということについてご説明は特になかったかと思うので、そこを教えてくださいませんか。

**【指導課長】**

昨年度これに該当する事例が出ましたので、明確に改めたところがございます。詳しくは、入試を担当している副主幹が同席しておりますので、ご説明させていただきます。

**【指導課副主幹】**

昨年度、1年より5日多いという志願者がおりました。この件について、5日というのはいかかかというところがございますが、千葉県の公立高等学校入学者選抜実施要項にはこの具体的な規定がございます。「原則として」と書かれてございました。市立船橋高等学校にもこれを適用して考えることにいたしました。海外からの帰国につきましては、その帰国してくる国によって、天候その他の理由により飛行便が遅れたりすることが日常的にあるために、このようなことといたしました。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

**【山本委員】**

第4の海外帰国生徒や中国等帰国生徒の特別入学者選抜は、千葉県全部の公立高校の一つの要項のままなんですか。

**【指導課長】**

千葉県入試の要項に合わせてございます。

**【山本委員】**

中国等の帰国生徒で、志願要件で保護者が中国等引揚者でというんですけれども、これは具体的にはどういうことでしょうか。例えば中国引揚者は日本人の血を引いているとか、ないしは中国の人でこちらに帰化してとかいろいろあると思うんですけれども、保護者が中国の引揚者になると、もうおじいちゃん、おばあちゃんの世界だと思えますので、ここはどういう方を指しているんですか教えてください。

**【指導課副主幹】**

このことにつきまして、県の教育委員会に確認をいたしました。これは国策でもございますという回答でございました。なかなかこのことについて取り去ることはできないということでございます。

す。

委員ご指摘のとおり、この件につきましては非常にまれでございます。昨年度において千葉県内においては2名の該当者がいたという回答でございました。国の動向、県の動向に準じまして、船橋市でもこの第5につきましては設けている次第でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。よろしいですか。

**【山本委員】**

こういうのは玉虫色のほうがいいのかもかもしれません。わかりました。

**【教育長】**

今、どういう人を引揚者と言うのかと聞いているから、わかれば教えてください。

**【指導課副主幹】**

大戦によりまして、旧満州、それから朝鮮半島に残された日本人の方々のことを指しております。兵役についた方については復員というような呼び方をしておりますので、そこに残された家族、日本人でございます。その方々が現地で結婚をされている場合もあると思います。

**【山本委員】**

よくわかるんですけども、保護者が中国等引揚者で、例えば戦時中に残された方だとすると、もう亡くなってもおかしくない年齢ですよ。だから、それこそ二世、三や四世ぐらいですか、そこら辺までも引揚者として扱っているのかなということちょっとお聞きしたんです。

**【指導課副主幹】**

このことにつきましては、非常にこのご家族、またはご子孫に対しての配慮等があるというふうには、県の教育委員会から伺っております。

**【委員長】**

あくまでも保護者がということですよ。

**【指導課副主幹】**

この件につきましても、県のほうの教育委員会と確認しましたところ、保護者もしくは親類と伺っております。

**【篠田委員】**

中国の帰国生徒の方に当たる人が県内で2名とおっしゃいましたけれども、お幾つぐらいの方が

入学されたんでしょうか。

**【委員長】**

情報はありますか。

**【指導課長】**

個人情報にもなるかと思imasuので、詳細についてはつかんでおりません。

**【委員長】**

全県で2名ですから、かなり事例としては希少ですね。

**【教育長】**

要するに第5の中国等帰国生徒の特別入学者選抜ですよ。その1の志願要件の3行目です。中国等引揚者とあって説明があるじゃないですか。昭和20年9月2日以前から云々と。山本委員が聞いたのは、もうそういう人はいないのだから、そのお子さんが引き続き中国に永住している、お孫さんが永住している、その人たちが子どもを連れて日本へ来たときも引揚者として扱っているということですよね。大きく解釈していて、そういった配慮だということですね。

**【委員長】**

ご説明いただいた内容でよろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。昨年質問したところについてはご確認いただいて、40分の後期選抜については了解いたしました。ほかにはよろしいでしょうか。ぜひ市立船橋高等学校には意欲のあるさまざまな才能を持った人に入っていただきたいなと思っているので、選抜のプロセスを大事にしたいですね。ありがとうございます。

それでは、議案第40号「平成25年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、異議なしと認めます。議案第40号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号に移ります。生涯スポーツ課、説明願います。

**【生涯スポーツ課長】**

議案第41号「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。お手元の資料の47ページから54ページになります。

本議案につきましては、船橋市暴力団排除条例が平成24年7月1日に施行されることに伴い、

所要の改正等を行う必要があり、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

なお、条文の改正内容につきましては、資料の50ページからの船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。それでは、改正される箇所を順にご説明いたします。

第2条第3号中、「通勤」を「通勤し、」に、「第5条に規定する学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」）を「船橋市教育委員会（以下「教育委員会」）に改める。

第5条第1項中、「運営委員会」を「学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）」に改める。

第7条第1項中、「運営委員会」の次に「を経由して教育委員会」を加え、同項に次のただし書を加える。「ただし、登録は一団体につき1校のみとする。」。第7条第2項中、「運営委員会」を「教育委員会」に、「を受理した」を「があった」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。「3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を認めないものとする。（1）営利目的での使用と認められるとき。（2）体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。（3）体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。（5）その他教育委員会が登録を不相当と認めるとき。」。

第10条中、「運営委員会」を「教育委員会」に改め、「各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第2号を次のように改める。「（2）第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。」。第10条第3号から第5号までを削る。

次のページになりますけれども、第1号様式（甲）中、「船橋市立 学校体育施設開放運営委員会会長あて」を「船橋市教育委員会教育長 あて」に改める。

第2号様式中、「船橋市立 学校体育施設開放運営委員会 会長 印」を「船橋市教育委員会教育長 印」に改める。

次に、資料の48ページから49ページに戻っていただきたいと思います。

附則として、施行期日についてですが、この規則は平成24年7月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定、第7条第2項の改正規定及び第10条の改正規定は公布の日から施行するものです。

経過措置についてですが、改正後の第7条第1項ただし書きの規定は、平成25年度以降の体育施設及びプールの使用に係る団体の登録について適用し、平成24年度の体育施設及びプールの使用に係る団体の登録については、なお従前の例によるものといたします。

次に、平成24年7月1日前の改正前の船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすものといたします。

以上のことから、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第2項の規定に基づき、

議決を得る必要がございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**【委員長】**

ありがとうございます。

ただいま議案第41号につきまして説明がありました。そちらも船橋市暴力団排除条例の施行に伴う所要の改正ということでございます。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【石坂委員】**

51ページの新旧対照表の上から3行目の「ただし、登録は一団体につき1校のみとする。」と。これは25年度の申請の団体から適用ということでしたけれども、これまでに一団体ですけれども2校以上に登録されていたところがあったかということ、もう一つ、53ページの学校体育施設使用登録団体申請書がありますけれども、これに記入していただいて、その団体が登録団体として認定する、しないということを決めることとなりますけれども、先ほどの暴力団じゃないかとか、体育施設を損傷するおそれがないかとか、そういったことはこの申請書だけでわかるかなと疑問に思いましたので、わかる範囲で教えてください。

**【生涯スポーツ課長】**

まず1点目ですけれども、「ただし、登録は一団体につき1校のみとする。」ということにつきましては、現在のところ団体によっては2校またがってやっているところが幾つかあるという中で、今まで規則でこういう明記をしてなかったものですから、今回の改正に伴いましてこのことをつけ加えるという形でございます。

**【委員長】**

たしか市民の声の中でもそういったご指摘がございましたよね。

**【生涯スポーツ課長】**

場所が確保できないということで、またがってそういった登録をしているところも見受けられることから、一団体につき1校ということで今回明記をするということでございます。

2点目でございますけれども、これにつきましては各運動施設等にもおけるところでございますけれども、この申請書だけでは暴力団排除条例についてはご指摘のとおりわかりません。これにつきましては、ゴム印等で暴力団云々についてはまた他の施設と同等にその辺のわかるような文言を入れたもので申請書を出していただくという形に考えております。

**【委員長】**

第1号様式以外に書式があるということですか。



**【生涯スポーツ課長】**

ちょっと今、言葉が足らなかったかもしれないんですけども、第1号様式がございます。既に用紙も刷ってございますけれども、その一番下のところにゴム印か何かで付け加えて明記をする予定でおります。

**【石坂委員】**

もう1点、体育施設を損傷するおそれがあるかないかとか、そういったことはどこでチェックしますか。

**【生涯スポーツ課長】**

損傷のおそれということ、それにつきましても明記する形にいたします。

この団体登録につきましては、開放委員会会長、学校の教頭先生もしくは校長先生を集めて、まず1月に説明会を開きます。また、その団体登録の手続については注意事項がいっぱい入っているものをお渡ししますので、その辺の明記もございます。この申請書だけでの受け付けというのはやっておりません。いろんな説明文、要項等をつけてやっておりますので、その辺の形では明記されていると理解していただけたらと思います。

**【委員長】**

第1号様式につきましては、これまで先が学校体育施設開放運営委員会であったものを教育委員会教育長あてに改めるということが大きな改正点で、審査内容についてはまた詳細な書類で情報を得るということで理解していいですか。

**【生涯スポーツ課長】**

今まで学校体育運営委員会となっておりますけれども、許可等についてもそちらのほうで会長あてで許可を出していたというところがございます。また、暴力団廃止条例に伴いまして、市の責務といたしまして、開放運営委員会のほうにやるのではなく、その責務を明らかにするために教育長という形に改めたものがございます。

**【委員長】**

この様式だけで登録者が適切かどうかを判断するのは確かに難しいですね。そこを補う書類は用意しているということで理解してよろしいでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

そのとおりでございます。

**【委員長】**

石坂委員はそこを確認したいということですね。

【石坂委員】

はい。

【委員長】

どうぞ、ご意見があれば。

【石坂委員】

事前説明会でそういった注意事項のお話があって、それからこの申請書を出すということだと思いますけれども、54ページの第2号様式の使用に当たっての遵守事項というところに何かもう少し書けそうな気がいたしますので、もしまた来年度以降よろしければご検討ください。

【生涯スポーツ課長】

暴力団排除条例施行に伴いまして、それにつきましても整理していく予定でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

いかがでしょうか。登録手続については経過措置も含めて附則のところに記載されておりますけれども。よろしいですか。

【山本委員】

議案第37、38号もそうなのですが、文章の中で点というのは位置が違くと全く意味が違ってくるんじゃないかと思えます。今の最初のところで、「通勤若しくは」を「通勤し、若しくは」というふうに点を入れたんですけれども、これは入れる必要はないんじゃないかなと思えます。先ほどもひな形みたいなものがあって、それに準じているという話ですけれども、それに全部準じる必要はなくて、こういうことで全然変わらないのであれば、あえて変える必要はないんじゃないかなと思はるんですけれども、なぜ点をあえて入れたんですか。ちょっとお聞きしたいと思えます。

【生涯スポーツ課長】

先ほど議案第37号のときもお話ししたとおり、またその改正に伴ったときに文言等の整理の中でそういったものにつきましても市の歴史等の中でこういう形にしたと考えております。

【委員長】

「若しくは」の前に句点を入れるというルールがあるわけですね。

【教育長】

私も国語の専門家でもないし、それから法律の専門家でもないんだけど、要するにわかれば

いいのではないかという意見もあります。こちらは、法規の担当から指導されるんですが、国語的な書き方と条文の書き方というのは違うんでしょう。だから、その違いは何か、なぜこういうふうに合わせなきゃならないのか、それさえわかれば委員さん方もそれでわかるんだけど、それがわからないから質問が出るわけです。

国語的には問題ないと思っても、法律だとか条文はこう書くんたということですが、では何で法律とか条文はこう書くのかとか、教育総務課長あたりわかれば説明してください。例規審議会だとか担当のところに聞いて、後で委員さんによく説明できるようにしたらどうでしょうか。よろしくお願いたします。

#### 【教育総務課長】

例規というのはちょっと表現が独特なのは確かです。国語的には合っているけども、例規の書き方というのはまたちょっと違うものがあるのは確かで、今の部分で申し上げますと、「市内に居住し、」とありますけれども、これは「居住する」という動詞が変化したものです。「通勤し、」というのは「通勤する」が変化したもの、また「通学する」は「通学する」ですが、動詞ですね。古いほうですと、「通勤若しくは通学する」。「通勤」というのは名詞です。名詞と動詞がつながっていますので、ここは動詞と動詞をつなげるような表現をするのが例規的には正しいという解釈です。ですから、「通勤し」という動詞にした場合には後を点でつなぐという例規の表現が、例規表現的には正しいというように解釈しております。

#### 【委員長】

教育総務課長から例規の説明がございましたけれども、一応そういう根拠でここは点が入るといいますが、今回そうした箇所が幾つもあったものですから、通して資料を見させていただくと、これはどうしてこう変えなければいけないのかというところがやっぱりあいまいとかすっきり入ってこなかったところもございました。これはこうした文言の整理というルールの中でのとって行われているということですね。今回相当そうした箇所があったので、確認させていただきましたが、ご説明いただくときに、今度ちょっと丁寧にその部分も教えていただけるとすっきりするかと思います。

#### 【篠田委員】

49ページの経過措置について、もう一回説明していただきたいのと、もう一点、先ほどの話ですと、今までないということでしたけれども、もし例えば何らかの形でうまいことやって暴力団関係であることを隠して使った場合、決定通知を出した後に、そういうことが判明した場合には、54ページの決定通知書のところに登録を取り消すことができるということが入るといいますか。

#### 【委員長】

1点目は経過措置の3について追加で説明いただきたいということと、それから登録決定後、登録時の申請と異なった状況が確認された場合にどうするかというあたりのご質問です。

経過措置の3については、今回こうした改正をするけれども、それ以前の規則によって処分がなされていた場合は、それはその後にも生きますということですね。

**【生涯スポーツ課長】**

委員長がおっしゃったとおり、改正前に措置されているものについて、それを生かすという形の経過措置でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。もう一方についてはいかがでしょうか。

**【生涯学習部長】**

この暴力団排除条例でございますけれども、暴力団排除条例については全市的な対応がございます。当初、規則の中で申請書につくり込んでいこうかという話ございました。しかしながら、全体としては、指導して強化を図る方向として、規則の内、申請書等には記載はいたしません。しかしながら、その中にゴム印を押すなり、付箋をつけるなり、別途の措置をとっていこうと思っております。それは運用の中でやらせていただければということでございます。

**【篠田委員】**

民間企業の取引でも、仕入れ先、取引先と覚書をお互いに取り交わしてやっているところがあるんで、一般の市民の方に団体登録の可否を通知する場合に、そういうことも盛り込んで取り交わしてもいいのかなと思いました。

**【生涯学習部長】**

承知しました。こちらの新旧対照表でございますように、登録、使用の取り消しの条件、1から5まであるわけですが、それをすべて盛り込んだり、具体例を掲げるのは厳しい部分もございますので、そこは利用者との話し合いの中や決裁、稟議の中で対応させていただければと思っております。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。決定通知後のさまざまな事象に対しては、運営委員会できちっと検討して対処するというところで理解してよろしいですか。

**【生涯スポーツ課長】**

そのとおりです。

**【委員長】**

いかがでしょうか。全市的に条例施行に伴っていろいろな見直しをしてきているということで、

部長のほうから説明があったところで理解できたかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第41号「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、異議なしと認めます。議案第41号については原案どおり可決いたしました。

それでは、ここで先ほど申し上げました休憩をとりたいと思います。今この時計で41分ですので、5分程度休憩をとるということでよろしいでしょうか。46分再開ということですね。よろしくをお願いします。

(休憩)

**【委員長】**

では、時間になりましたので再開いたします。

報告事項に移りたいと思います。よろしいですか。

では、報告事項(1)市立船橋高校ヘイワード市モロー高校との姉妹校交流20周年記念式典についてご報告をお願いします。

**【市立高等学校事務長】**

恐れ入ります、59ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

本校は、平成元年11月8日にアメリカにございますヘイワード市モロー高校と姉妹校提携を交わしまして、その間、相互で短期交換留学の派遣または受け入れを行ってまいりました。本来ですと、20周年記念式典は21年度に行われる予定でしたが、記載のとおり、21年度には新型インフルエンザの大流行、22年度はリーマン・ショック、23年度は先の東日本大震災、原発事故等により途絶えていたものが今年度再開するということで、今年20周年記念式典を行いたいという向こうからの申し入れを受けまして、本校でも行うということでございます。

一方、派遣については普通科のみならず、全生徒を対象としまして、両校の親睦を図るとともに、生徒たちの国際協調の精神と国際人としての資質の向上を目指すことで行ってございます。

記念式典の日時につきましては、今年の7月20日金曜日を予定してございますが、学校主体で、大規模にやる予定ではございません。生徒及び保護者、父母と教師の会の国際交流委員の保護者の方々を交えながら、ささやかなパーティを行うことを予定しております。

受け入れについては、来校生徒6名、男子3名、女子3名でございますが、この方々は7月13日から26日の間、ホームステイで受け入れをした中で行っていく予定でございます。この間に本校の生徒との交流のほか、地元の宮本中学校を訪問させていただき、中学生との交流も行う予定で

ございます。

あと、派遣につきましては8月15日から29日ということになってございます。例年ですと、今まで派遣していたのは6月中旬から下旬でございました。なぜ8月になりましたかと申しますと、6月中旬から下旬ですと、アメリカの学校がお休みなんだそうです。それで向こうの受け入れ体制がなかなかとれないということで、日にちが変わったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。さまざまな事情で少し延びていたけれども、今年度20周年式典を行うということです。よろしいですか。

では、続きまして報告事項(2)から報告事項(5)までを指導課、説明願います。

#### 【指導課長】

指導課から報告事項(2)から(5)までの4件につきまして、続けて報告させていただきます。

はじめに、61ページのサマーコンサートのお知らせでございます。今年は7月24日から3日間、船橋市民文化ホールを会場に、1日目、小・中学校合唱の部、2日目、小学校器楽の部、3日目、中学校器楽の部と、例年どおり3つの部門に分けて開催いたします。公の場での発表は子どもたちにとりましても久しぶりのことと思いますので、思いのこもった演奏が期待できるものと思います。教育委員の皆様方にもお忙しいかとは存じますが、足を運んでいただけると幸いです。

次に、63ページをご覧ください。

今年度の船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」は、平成24年8月9日木曜日から8月27日月曜日まで、アンデルセン公園子ども美術館で行われます。昨年はアンデルセン公園30周年行事が重なったため、9月実施となりましたが、今年は例年どおり夏休みの期間に実施いたします。この催しは昭和40年代の「小・中学校写生会・巡回展」を発展させたもので、平成5年度に現在の名称「夢・アート作品展」に変更。平成12年度より会場を子ども美術館とし、今年で13回目の開催となります。どの作品も児童生徒の夢や願いが生き生きと表現され、子どもたちの思いがストレートに伝わってくるのが見どころでございます。期間中、多くの皆様に足を運んでいただければと考えております。

続きまして、65ページをご覧ください。

今年度の船橋市中学校演劇部の夏の発表会は、8月3日金曜日と4日土曜日に船橋市民文化ホールで開催いたします。船橋市中学校演劇部の発表は、春、夏、冬と年3回開催しております。夏は船橋市民文化ホールの舞台ということで、特に熱が入っております。発表会では全体としての演技がすぐれていた学校に学校演技賞を出して表彰しております。春の発表会は前原中と法田中学校が受賞いたしました。そのほかに舞台美術賞、舞台効果賞、照明賞、音響賞、衣裳賞等の賞状を出して表彰しているところでございます。

出場学校は、資料に記載してある8校の予定でございます。

最後に、67ページ、68ページをご覧ください。

船橋市国語力向上推進委員会で2年間をかけた作成してまいりました船橋市版漢字検定「いいかんじ」がこのたび完成し、各学校へ配布するとともに、船橋市のこどもホームページからダウンロードできるようになりました。この船橋版漢字検定は、小・中学校で習う漢字2,136字について、小学校1年で学習する10級から中学校3年の1級まで、資料にもございますように単なる漢字の読み書きにとどまらず、語彙を獲得しながら言葉の学習が主体的にできるように作成してございます。中学校3年生が10級から復習することもできますし、小学生が中学校で習う漢字を自主的に学習することもできます。自分の学年にかかわらず、自分のペースで学習が進められるようになっておりますので、学校で、家庭で繰り返し取り組むことにより、国語力の向上が図れるものと考えております。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

夏休みに向けてさまざまな発表会、作品展の報告と、それから漢字検定「いいかんじ」についてです。ご意見、ご質問等ございますか。

#### 【石坂委員】

まず、「夢・アート展」についてですけれども、展示作品の点数が560ということなので、単純に83校で割りますと1校当たり六、七点選ばれたものという認識でよろしいでしょうか。

#### 【指導課長】

会場のスペースもございますので、各学校から選抜された作品が展示されているところでございます。

#### 【石坂委員】

「いいかんじ」についてですけれども、ダウンロードは家でもできるものでしょうか。

また、小学校のプリントは書きが中心で、中学校のプリントになると読みが中心という感じでしょうか。

#### 【指導課長】

船橋市のホームページを開きますと、こどもホームページが同時に見られることとなります。そこを開きますとこのページに到達して、自分の進路に合わせて学習できるようになっております。全部プリントアウトいたしますと、結構な厚さになります。あわせて解答編もプリントアウトしますと、合わせてかなりの厚さになりますが、各自のペースに合わせて学習できるようにもなりますし、学校が朝自習や、あるいは国語の時間の中で活用することも可能ということをつくっております。

す。

また、書きとか読みの学年につきましては、学習指導要領に基づいて編集しているところでございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【石坂委員】**

後で見せてください。

**【指導課長】**

はい、お持ちいたします。

**【委員長】**

認定証も家庭からダウンロードできるんですか。これは先生がダウンロードしてということですか。

**【指導課長】**

認定証は学校でダウンロードして、学級担任、あるいは学年単位で活用できるようにということで作成しております。活用方法につきましては今後研究してまいりたいと考えております。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【山本委員】**

報告事項（5）ですが、漢字検定「いいかんじ」というのは非常にいい試みではないかなと思います。ちょっと記憶が定かでないんですけども、以前、私は教育予算を見せてもらったときに、英語教育と国語教育の予算が余りに違うので、こんなに国語教育の予算が少なくないのかと聞いたんですけども、その少ない予算の中でこのようなことをやられているんですか。それとも別の予算を組まれてやっているわけですか。

**【指導課長】**

今、配当されている国語予算の中で取り組んでいるところでございます。英語と国語が大きな差があると数字的には見えますが、英語につきましてはALTの人件費がほとんどを占めておりますし、国語につきましても各課で持っている図書予算とか、臨時の図書事務等の人件費を合わせますと、2億円を越す額になっていますので、表面上見える数字だけで、国語と英語の予算が大きく差があるということではございません。



**【山本委員】**

その説明は以前お答えいただいたと思うんですけども、そのときにたしか数十万円ぐらいの予算だったんじゃないかと思うんですね。国語のパンフレットをつくるか何かというような話で、こんなに少なくとも大丈夫なんだと納得したんですけども、そうではない予算の中でこういうことは行っているわけですね。

**【指導課長】**

この「いいかんじ」につきましても、市のホームページを活用してございますし、開くのにお金はかかりません。また、指導課、指導主事を中心に、市の小・中学校の国語科の先生方にご苦勞願って作成しておりますので、人件費もかからないということで、そんなに大きな予算を組まなくてもこれは作成できているというところでございます。

**【山本委員】**

わかりました。これを一つの参考にして、ほかの課もこういう試みをどんどんやっていただきたいと思います。作る先生方は物すごく大変じゃないかなと思うんですけども、ぜひこれを突破口にして、ほかの課でもやっていただけたらと思います。

**【委員長】**

よろしいですか。ウェブを活用してこうした教材を提供していくというのは、費用面ではそれほど大きな負担がなくて皆さんに活用いただけるので、とてもいいことだと思います。実際に、見せていただくと本当に大量の教材を作成いただいて、国語力向上推進委員会の方たちの労作ということですね。

**【指導課長】**

そのとおりでございます。

**【委員長】**

あとは、いかにこの漢字検定「いいかんじ」を盛り上げていくかですよね。そのあたり、ここに工夫を凝らして活用してくださいと書いてありますけれども、それも少し啓発的に何か仕組みをつくっていけるといいですね。

**【指導課長】**

今年度の国語力向上推進委員会では、その活用についての研究を進めてまいりたいというところと、広報が必要かと思ひまして、市の広報とか、あるいは新聞等でも報道してもらひまして、宣伝しているところでございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。ぜひみんなで盛り上がっていいと思います。せっかくなので、たくさん活用していただきたいですね。では、よろしいでしょうか。

では、報告事項（6）に移りたいと思います。保健体育課、お願いいたします。

#### 【保健体育課長】

報告事項（6）第48回船橋市中学校総合体育大会の実施計画についてでございます。資料は69ページをご覧ください。

大会要項が8ページにわたり記載されております。詳細についてはすべて読み上げませんが、一番わかりやすい資料として76ページをご覧ください。種目、それから大会日程、会場が一覧表になってございます。今年度は7月21日から25日の5日間で大会が開催されます。25日につきましては予備日として設定してありますので、天候が順調にまいりますと4日間で終わることになります。現在、大会に向けて各専門部では大会運営の準備を進めているところでございます。後日、委員の皆様には各競技で活躍する選手の姿をご覧いただけるよう、巡回希望のご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、一番下の駅伝についてでございますが、期日が10月13日でございます。これにつきましても、詳細が決まりましたら別途案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今年度は柔道の関東大会が船橋アリーナで、それからバドミントンの全国大会が同じく船橋アリーナで開催されますことを申し添えます。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

ただいまご報告いただきましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。もうこの季節が来たんだなという感じですね。いろんな中学校で最後の追い込みにかかっているところですね。余り猛暑にならないといいですね。気温が上がるだけで体調管理が相当難しくなりますものね。また関係の方にはいろいろご努力いただくことだと思いますけれども。よろしいですか。

では、（7）に移りたいと思います。第1回算数・数学チャレンジふなばしです。

#### 【総合教育センター所長】

平成24年度第1回算数・数学チャレンジふなばしについてご説明させていただきます。資料は77ページから載っております。

81ページをお開きください。今回の事業のパンフレットでございます。

新学習指導要領には、これまで以上に思考力・表現力の育成、あるいは算数・数学のよさを実感し、生活や学習に活用する態度を育成することが強調されております。そこで、本年度から算数・数学への興味・関心を高め、おもしろさ、たのしさを味わわせるために算数・数学チャレンジふなばしを開催いたします。これは算数・数学が好きな子の活躍の場として、小学校6年生と中学校3

年生を対象に、各学校から希望者を募り、夏休みの8月4日と8月25日に実施するものでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

算数・数学も頑張るぞということですが、この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【山本委員】**

これは非常に画期的な、いい試みだと思うんですけども、順位をつけて表彰するというと、すぐに差別化とか序列化とかいう反対意見が出る恐れがあると思うんですけども、大丈夫でしょうか。

**【総合教育センター所長】**

このチャレンジふなばしに関しましては2つの段階を設けてございます。まず、ファーストチャレンジというところでございますけれども、希望者を中心とした児童生徒です。この問題に関しましては筆記問題を中心に、できる問題からかなり難度の高い問題までを用意して解いてもらうということです。その中から上位の子どもたち、児童生徒をファイナルチャレンジというところに進んでもらいます。

このファイナルチャレンジのところでございますけれども、思考力・表現力を審査するというところでございますので、考えて答えに至るまでの思考過程をまず審査する、そしてその次にその過程をしっかりと人に伝えることができるという、表現力の部分まで審査するというところでございまして、これも第1回目でございますので、かなり試行錯誤があるとは思いますが、2つの段階を踏みながらしっかりと審査した結果を伝えられるようにしたいというふうに努めております。

**【山本委員】**

表彰するのは私は非常にいいことだと思います。それに対しての懸念が一つあるんですが、そこら辺も第1回目なのでいろいろ試行錯誤というお話ですので、やっていただきたいと思います。

全国の学力試験がありますけれども、こういうことを一つの突破口にして、あちらも公表して、しっかり利用するような方向でいかないと、それで終わってしまうという、もったいない結果になるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺も検討していただきたいと個人的には思っております。

**【総合教育センター所長】**

このチャレンジふなばしを実行するに当たり、船橋市内から10名の小・中・高校の先生方をお呼びして、実施委員会というのを設立しまして、昨年度から準備してございます。その中でどのような問題がよいのか、そして考える楽しみをどのように味わせたらいいのかということをお考えな

がら、問題を作成し、進めていきたいと考えております。

#### 【教育次長】

若干補足させていただきます。

今、所長が説明した実施委員会の中、それから去年から進めている準備委員会の中で、先ほど山本委員が指摘されていた全国学力状況調査の数学・算数の結果も踏まえて、どのような問題、チャレンジにするかということを検討してきたと伺っております。

それから、その前にいろいろとご心配されていた点につきましても、十分予測されたので、昨年度の検討委員会の中でそういった反発や批判が起きないように、最善の配慮をして進めてきたと伺っております。そして、やってみないとその反響、現場の声はわからないと思いますが、それはこちらのほうでまた情報を収集いたしまして、次年度に生かしていくというような形で、今年も立ち上げて実行委員会のほうで頑張っております。

また、外から聞こえてくるご意見、批判などがありましたら、こちらのほうに委員の皆さんからもお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

#### 【山本委員】

当然、差別とか序列という言葉が大嫌いな集団もいますので、恐らく批判はあると思うんですけども、こういう個人をまず表彰してあげるということを一つのきっかけにして、誤解があるかもしれないけれども、学校も頑張っている学校とそうじゃない学校というのは、きっと差があると思いますし、学校に対しては一つの集団として守ろうとか、そういう意識が働くかもしれないんだけれども、結局こういう学力向上を目指すのであれば、やはりこういうところにも競争原理を働かせてあげたほうが、いい結果が得られるんじゃないかなと私は思います。

#### 【委員長】

今のご説明の中にもありましたけれども、学校の代表者の決定方法は学校に任されている状況ですけれども、このあたりのプロセスで、いかに透明性が担保されるかということで、先に進む子どもたちの気持ちも随分違ってくると思いますし、学級数プラス1ですから、チームになって学校の代表として頑張るというところで、いい経験になるといいなと思います。そのあたり配慮しながら進めていただければと思います。よろしく願いします。

#### 【石坂委員】

先日、葛飾小学校の授業参観に行きましたら、算数・数学チャレンジふなばしのポスターが張ってありました。ポスターに目が行きましたし、授業参観の日でしたので、たくさんのお母さん方がご覧になったと思うんですけども、やはり代表者を出すということになってしまいますので、一

人でも何かおもしろそうだなと思った子が問題に取り組めるように、さっきの国語の漢字の「いいかんじ」のように、家でダウンロードして、こういった問題が家でも朝自習でも取り組めるような形にできたらどうかなと思います。

#### 【総合教育センター所長】

子どもの選抜、選考してくるという過程でございますけれども、ダウンロードの話がでておりますけれども、各学校に見本になる問題をダウンロードできるようにして配信してございます。それを学校がいかようにでも使ってよろしいんですけれども、それを基本にして、選考する場合には使うようにという資料を提示してございます。

もう一つ、代表者は学級数プラス1ではございますけれども、児童生徒本人のやる気というのがとても大切だと思いますので、各学校には学級数プラス1だけれども、事情によってはいろいろ配慮しますよということを伝えてございますので、プラス2、プラス3というふうに話をしてくる学校も現実のところありまして、それはこちらでは認めております。

#### 【委員長】

多くの子どもたちに算数・数学の楽しさとか、チャレンジするわくわく感ですか、そういったものを体験してもらえれば何よりですよ。では、よろしいでしょうか。

では、続きまして報告事項（8）及び（9）に移りたいと思います。こちらは文化課、お願いします。

#### 【文化課長】

報告事項（8）第25回船橋市文学賞について、資料83ページから86ページになります。

この船橋市文学賞ですけれども、昭和63年に創設しましたので、今回第25回になります。市民の文芸活動の振興を図るために、市民より広く公募し、特にすぐれた作品を選奨している事業です。6月15日から募集を開始いたしました。募集内容につきましては、小説、児童文学、詩、短歌、俳句の5部門で、応募資格、応募規定、選者につきましては、昨年と同様でございます。応募期間は9月30日までとなっております。

続いて、報告事項（9）、資料87ページになります。船橋市文学賞選者による俳句講座を7月6日から3回にわたり東部公民館において開催いたします。講師には船橋市文学賞や広報ふなばしの俳句コーナーの選者であります小倉英男先生をお招きしております。こちら6月15日号の広報で募集をかけましたところ、既に定員50名を超える申し込みがありまして、現在キャンセル待ちの状態となっております。この講座を受けていただきまして、皆さんに文学賞のほうに応募していただきたいと考えております。

以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。市民の方からも高い関心を持っていただいているということが今報告の

中にありましたけれども、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、報告事項（10）から（12）まで、生涯スポーツ課、お願いします。

#### 【生涯スポーツ課長】

報告事項、3点ございます。はじめに、資料の89ページでございます。報告事項（10）ホテルの自由観賞会の実施報告についてご説明いたします。

5月29日火曜日から6月3日日曜日までの6日間、運動公園内のホテルの里を市民に開放いたしました。この蛍の観賞会は例年同時期に開放しておりますが、今年の場合につきましては特に気候に恵まれ、蛍の数が例年より多く宙を舞い、多くの市民の皆様方が訪れ、蛍を観賞された子どもからお年寄りまでの方々に大変喜んでいただき、無事終了することができました。

また、入場者数につきましてはお手元の資料のとおり、総数6,424人でございます。また、詳細については資料のとおりでございます。

なお、裏面ですけれども、報道等の取材記事等について掲載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、報告事項（11）学校プール開放事業についてご報告いたします。資料の91ページでございます。

学校プール開放につきましては、学校体育施設開放事業の一つとして、小学生以上の個人を対象に、7月23日月曜日から8月10日金曜日までを前期、中期、後期に分け、小学校、中学校、特別支援学校の51校で実施いたします。この学校プール開放に当たっては、子どもたちの安全を第一に、各学校に監視員4人を配置し、定員を超える場合は入場制限するなど、監視業務を行い、監視員には細心の注意を払うよう指導し、安全管理に努め、事業を実施いたします。

また、お手元の資料の黒星についてでございますけれども、3個ございます。スポーツの普及・振興を目的に、金杉、薬円台南、坪井小学校の3校を会場に、ちびっこスイミング教室を開催いたします。なお、開催日時については7月30日月曜日から8月3日火曜日の間、各午前9時50分から11時20分、午後につきましては午後1時50分から3時20分、各校とも全5回で、対象者は市内在住・在学の泳げない小学生で、定員は各20人です。多数の場合は抽せん、また費用については無料でございます。

最後になりますけれども、報告事項（12）大穴多目的運動広場の開設についてご報告いたします。お手元の資料の93ページから96ページになります。

平成20年3月に閉園いたしました大穴市民プール跡地を、市民の皆様のご健康増進、体力づくりにご利用いただくため、多目的運動広場として整備が完了いたしましたので、この7月から開設いたします。

この運動広場は敷地全体面積9,674平方メートルで、そのうち芝生広場面積につきましては4,660平米でございます。フットサルやグラウンドゴルフ、キャッチボール、バドミントンなど、幅広い種目を無料で楽しむことができ、地域の子どもから高齢者までが体力、健康づくりに利用できる施設でございます。また、この多目的運動広場は既存の駐車場等を生かし、36台の駐車場と駐輪場のほか、新規に屋根つきベンチや車いす対応の多目的トイレを設置し、高齢者や体の不

自由な方も安心して利用できる施設となっております。

なお、利用に当たっては6月15日号の広報ふなばし並びに市のホームページ等で周知しております。

生涯スポーツ課からは以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

ただいま（10）から（12）までの報告事項につきまして報告いただきましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項（13）その他に移りたいと思いますが、ここで何かご報告のある方は挙手をお願いしたいと思います。

#### 【篠田委員】

それでは、私のほうで6月11日なんですけれども、杉川議員から答弁を求められた件で、中原委員長のご都合がつかずに出席できないということでしたので、私が職務代理者として出席いたしましたので、報告いたします。

まず、お手元の資料をご覧ください。杉川議員の受動喫煙防止対策についての質問にお答えしました。

第1問で、「今年度の学校受動喫煙防止対策の状況」について質問があり、学校教育部長が資料のとおり答弁されました。

第2問で、「全校敷地内禁煙を実施している近隣市では、教育委員会会議において学校敷地内を禁煙とすることを議決し、その後、各学校に通知し実施された。学校施設での受動喫煙防止対策について、船橋市の教育委員長の見解を伺う。」という質問があり、委員長職務代理者として答弁いたしました。

答弁内容はそこにある資料のとおりですが、これまで教育委員会では健康増進法25条の趣旨に基づいて、各学校、建物内分煙から建物内全面禁煙、そして敷地内全面禁煙に向けて段階的に推進し、効果を上げていること。また当日、健康部長の答弁で、禁煙デーを設ける旨、発言があったのですが、今後はさらなる効果を求めて、禁煙デーも含め、学校施設の受動喫煙防止対策の推進について前向きに議論していく旨、答弁いたしました。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

篠田委員から6月11日の杉川議員の市議会でのご質問の答弁についてご報告いただきましたけれども、当日、学校教育部長と健康部長が答弁に立っておられるようですが、こちらの健康部長の答弁内容にあります禁煙デーについてご説明いただけますか。具体的にはどのようなことでしょうか。

**【保健体育課長】**

先ほどの資料の2枚目をご覧ください。禁煙デーについてご説明いたします。

6月12日付で船橋市長のほうから教育長あてにこういった依頼が来ております。文面にありますように、平成22年2月に出された厚生労働省健康局通知「受動喫煙防止対策について」におきまして、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきとされております。このため、将来的に全施設での施設内禁煙に向けて今後段階的に喫煙を規制していくものとし、本年7月より毎週水曜日を禁煙デーとし、本市、全施設の敷地内において市職員の喫煙を終日禁止にするものとし、来庁の市民に対しても禁煙の協力を願うというものであります。

これが学校、教育委員会に来ましたので、これを受けまして、次のページでございます、教育長から各校長あてに、学校施設における禁煙デーの実施について依頼したものでございます。24年7月から実施ということでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

平成24年6月12日付の船橋市長からの学校施設における禁煙デーの実施についての依頼を受けて、各学校で禁煙デーを実施するよにということですね。7月から毎週水曜日が学校や社会教育施設において職員全面禁煙、市民の方にも禁煙のご協力をお願いするということでご説明いただきました。それでよろしいですか。

**【保健体育課長】**

そのとおりでございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

市としては、将来的に全施設において敷地内全面禁煙の実施に向けて進んでいくということですか。

**【保健体育課長】**

そのとおりでございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

6月12日に出されたものを受けてのことですので、今回この定例会の場で今後の学校での受動喫煙防止対策については意見交換の時間を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。



**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、学校での受動喫煙防止対策について、現在は建物内分煙、建物内禁煙というのを随時決定して、最終的には敷地内全面禁煙を目指してということで、教育委員会としても段階的に進めているわけですが、効果もそれなりに上がってきているということです。教育委員会としては今後どう推進していくのか。こうした動きを受けて一層推進をするというところでの見直しの時期に来ているのではないかと受けとめてよいかと思えます。

今までどおりある程度長い期間をかけて段階的に進めていって、最終的に敷地内全面禁煙を目指すということではどうか。それとも、近隣の他市では非常に強力で教育委員会が働きかけて、一定の移行期間を設けて敷地内全面禁煙を実施するという方向で展開しているところもあると聞いておりますので、このあたり今後の方向についてぜひ委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

まず、これまでの学校での受動喫煙防止対策の取り組みの対しての本市での成果や、今申し上げました近隣市での状況などについて、ご説明をいただいてからと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、お願いします。

**【保健体育課長】**

はじめに、これまでの学校の受動喫煙防止対策の取り組み状況等について説明いたします。資料の4ページ目の1番のところになります。

先ほどありましたように、これまで本市では各学校の状況に応じて、建物内分煙から建物内全面禁煙、そして敷地内全面禁煙に向けて段階的に取り組んでまいりました。具体的な成果についてでございますが、表の平成20年5月から今年度の5月時点で見ますと、平成20年5月が全面禁煙が9校、それから建物内全面禁煙が47校、合わせて56校、パーセンテージでいきますと66%でございます。それから、今年度の一番下でございますが、平成24年5月では敷地内全面禁煙が20校、建物内全面禁煙が54校、合わせて74校、88%というふうに推移してふえているという状況にあります。

また、喫煙者数についてでございますが、確認したところだけ数字が一番右側に入れてございますが、平成19年度が336名と、パーセンテージで言いますと14%です。それから、今年度5月が273名ということで、パーセンテージで言いますと11%でございます。こういった形で減少しているという状況がございます。

次に、近隣市の受動喫煙防止対策の状況でございます。同じ表の2番でございます。千葉市、市川市、浦安市、習志野市、柏市につきましては、19年10月までにすべて敷地内全面禁煙になっております。八千代市につきましては、昨年度まで本市と同じような状況でしたけれども、今年度4月から敷地内全面禁煙になったということでございます。

県立学校におきましては、平成18年4月より県内すべての学校が敷地内全面禁煙を実施している状況がございます。

状況は以上でございますが、6月議会におきまして議員さんの中に次のような発言があったので、一部紹介したいと思います。

禁煙デーの話があったが、庁舎もだめ、学校もだめ、禁煙権もあれば喫煙権もあるのではないか。たばこ税の収入も大きいのだから、市内に分煙のための喫煙場所を設置するべきではないかという内容が発言としてございました。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

本市の取り組みについては、平成24年4月の定例会の場でもご報告いただいております。数字的には24年5月の段階でほぼ88%の学校で禁煙化の動きが成功しているということです。近隣市はかなり早い段階から、約半年ぐらいですか、移行期間を置いて、通知から実施へと進んでいるということですね。こうした報告を受けて、ご意見お願いしたいと思います。

#### 【篠田委員】

先ほどの議員のご意見も一応踏まえておかなければいけないと思います。私も喫煙はするほうですけれども、学校現場としてはこれからのお子さんのことを考えたら、学校内の敷地は全面禁煙という方向でいくべきではないかと思っています。現在、学校の中でも273名の方がまだ喫煙をなさっているわけで、確かに全面禁煙が一番理想で、すぐやればいいんですけれども、その273名の方のことも考えてあげると、現場の状況とか先生の意見を聞きながら、敷地内全面禁煙に移していくべきだろうと思います。私もたばこを吸うので、なかなか厳しいところがありますけれども、そういう方向で行っていただければと思っています。

#### 【委員長】

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

#### 【山本委員】

私はたばこを吸いませんので、通達を出して学校は少なくともすぐ禁煙にしたほうがいいと個人的には思うんですけれども、今、篠田委員もおっしゃられたように、少し移行の準備期間を設けてやっていくのは、妥協案ですけれども仕方ないと思っております。

それから、これは市庁舎は関係ないんですけれども、市庁舎はそれこそいろんな方が見えるわけで、これを強制するかどうかというのはまた別の問題だとも思いますけれども、やはり日本の社会の中というか、全世界で禁煙の気運を盛り上げていくことは医学的に見ても必要ではないかと思えます。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【石坂委員】**

篠田委員、山本委員と全く同感でありまして、先生方もお昼休みとかにちょっと一服したいという気持ちもよくわかりますが、ただ、学校での喫煙について考えますと、受動喫煙防止対策という対策について、これまでもそれなりに取り組まれてきて、現在の市の動向ですとか近隣の状況を見ますと、そろそろ学校敷地内全面禁煙という方向に向かっていったほうがいいのではないかと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。学校の現状に一番精通しておられる石毛教育長、そのあたりはどうでしょうか。半年の移行期間あたりのことも触れていただければと思います。

**【教育長】**

今、各委員さんたちがいろいろな状況をお感じになりながら、ご意見を述べられたとおりでございますし、それから各近隣市の状況を見ても当然その方向で行くべきだろうなと思います。

実は5月、目標申告というものがありまして、各校長全員と面接する機会がありました。そこで学校教育部長から喫煙の状況について聞いたわけですがけれども、各校長もみんなその方向に行くべきだという意識はお持ちのようです。ですので、ある程度移行期間を持ちながら教職員の方々に意識をさせていけば、今までの成果を踏まえるとうまくいくのかなと思っています。

ただ、その中で行事のとき、特に運動会、体育祭のときにやっぱり保護者や、あるいは来校者、そういう方にまで施設内全面禁煙を実施していただいた学校と、それからそういったときだけは喫煙所を設けて、特別な場所にやっていた学校とあったわけですがけれども、学校の実情によってまちまちなんですが、全面禁煙といったところを実施した学校で、ご近所の方々から苦情があったりとか、こういう日ぐらいは保護者には吸わせたっていいじゃないかとかというようなご意見もあったということを伺っていますので、いろんな角度から校長の意見をもう一回集約して、状況を担当課に報告させたいと思っています。

**【委員長】**

ありがとうございます。

では、皆様の意見を総合いたしますと、学校敷地内全面禁煙を推進していくという方向で皆さん意見が一致していたと思います。特に、学校の受動喫煙防止対策に今までも力を入れてきましたけれども、ここではっきりと方向性を皆で共有して、教育長の意見にもありました、実際執行しようとするとうどういう課題や問題が出てくるのかということもしっかり検討し、特に社会教育施設で展開する場合等含めて、重要なところを見失わないようにしていければと思います。

今、石毛教育長のご発言にもありました。教育委員会としての方向性をはっきり示した上で、実

際現場としてどういう状況が生まれてくるのかということについても確認しながら展開していければと思います。

では、学校敷地内全面禁煙に関しては皆様ご同意ということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

では、その方向性で、事務局の方には、まず学校敷地内全面禁煙化については校長先生などからしっかり意見を伺って、移行期間等の検討についても進めていければと思います。

また、意見聴取した結果は今後の定例会で報告をいただきながら検討を進めていければと思います。よろしくをお願いします。

では、この件についてはよろしいですか。7月からの毎週水曜日の禁煙デーの状況もしっかり確認しながらですね。

それでは、そのほかに報告事項はございますか。

**【生涯学習部長】**

既に一宮少年自然の家で起きたノロウイルスの発症について、教育総務課より概要等についてはご連絡差し上げているかと思いますが、詳細につきまして青少年課からご報告をさせていただきます。

なお、この件につきましては、健康福祉委員会と文教委員会の連合審査会で、本日10時から2時ごろまで審査を受けております。

**【青少年課長】**

このたび一宮少年自然の家で発生しましたノロウイルスにつきまして、経過説明いたします。

まずは八栄小学校の事案についてでございます。

6月7日木曜日より1泊2日の予定で八栄小学校5年生161名が一宮少年自然の家で宿泊学習を実施しました。7日、夕食後、17時30分ごろになりますが、男子2名、A、Bが嘔吐しました。男子Aは保健室で休んだ後、体調が回復したため、みんなと入浴し、自分の部屋で就寝しました。男子Bは、これは食べ過ぎで、その後キャンプファイヤーにも参加し、みんなと入浴し、自分の部屋で就寝し、以後、最後まで体調は良好でありました。

8日、朝、児童6名の具合が悪くなり、そのうち4名、男子C、女子D、女子E、男子Fが朝食の前後に嘔吐し、さらに2名、男子G、女子Hは嘔吐はないが気分が悪いと訴えておりました。所長が一宮にあります藤島クリニックに診察を依頼しましたが、人数が多いため救急搬送を勧められ、救急車を要請しました。その6名に所長、教頭、養護教諭が同行し、救急車3台で長生病院へ搬送されました。さらに、健康観察により体調不良を申し出た児童2名については、念のため教務主任が同行し、タクシーで長生病院へ搬送し、診察を受けました。

搬送した8名のうち、2名、女子D、男子Gは、簡易検査の結果、ノロウイルスによる感染症胃腸炎と診断されました。残り6名のうち、2名、男子C、男子Fは脱水症状等、病状が重いため、点滴治療を行い、この2名からはノロウイルスは検出されなかったと聞いております。症状の軽い残り4名、男子A、女子E、女子H、女子Iと、ノロウイルスと診断された2名、女子D、男子Gの計6名は症状が回復したので、検査後、一宮少年自然の家に戻りました。その後、6名は医師の判断により、養護教諭を同乗させたバスで他の児童と一緒に一宮少年自然の家を14時過ぎに出発し、17時前に学校に到着しました。

病院に残って点滴を受けていた2名、男子C、男子Fのうち、男子Cは治療後、迎えに来た保護者と帰宅をし、残りの1名、男子Fの保護者は迎えに来ることができなかったので、教頭、指導課職員が運転をし、市教育委員会の公用車で自宅まで送り届けました。

なお、長生保健所により、一宮少年自然の家での食事の提供に関しては何ら問題はないということでした。

続きまして、坪井小学校の事案について説明いたします。

6月8日金曜日、同じ1泊2日の予定で坪井小学校5年生139名が、一宮少年自然の家で宿泊学習を実施しました。

9日土曜日、午前4時ごろ、女子児童1名が嘔吐したため、午前8時ごろ所長が運転する公用車で茂原中央病院へ搬送し、診察を受けました。この診察の結果、ノロウイルスではないことがわかり、10時30分ごろ一宮少年自然の家に戻ってきました。

同日、午前10時ごろ、工作棟のトイレで男子児童が嘔吐したため、速やかに救急車で茂原中央病院へ搬送しました。簡易検査の結果、正午ごろ、ノロウイルスによるものと判明し、午後3時ごろ、保護者が茂原中央病院へ迎えに来て、帰宅をいたしました。

一宮少年自然の家の対応について報告いたします。

8日金曜日、八栄小学校の児童がノロウイルスと判明したため、全館塩素消毒を行い、発生した児童の部屋を閉鎖しました。

9日土曜日、坪井小学校の児童が嘔吐した工作棟のトイレほかを塩素消毒いたしました。

10日日曜日、この日は全施設使っていませんでしたので、全館塩素消毒を実施しました。

11日月曜日、該当する児童が使用した部屋の寝具62組をクリーニングに出しました。

12日火曜日、吐物を迅速に処理するための処理キットを発注し、納品後は各階のフロア、食堂、工作棟、事務室に配備する予定でございます。

船橋市保健所に相談した結果について報告いたします。

学校は健康観察をしっかりと行い、健康な児童のみを参加させること。一宮少年自然の家の施設は引き続き塩素消毒の徹底を図ること。11日月曜日以降の一宮少年自然の家での宿泊学習については問題ないという報告を受けております。

教育委員会からの学校への指導等について報告いたします。

今週の宿泊学習を予定する学校の3校については、朝の健康観察、健康面の配慮事項等について指導を行うように、今後全校に校外学習に参加する児童生徒の健康面の配慮事項について通知をいたしました。

私からの報告は以上でございますが、ノロウイルスに関して保健体育課担当である島田に引き続き説明をさせます。

#### 【保健体育課副主査】

ウイルス性胃腸炎についてご説明いたします。

今回、ノロウイルスが催したウイルス性胃腸炎なんですけれども、主に冬季に児童生徒を中心とした集団発生がよく見られます。毎年、保健体育課でも何校かから報告を受けております。6月現在、冬季を中心としているものなんです、現在でも市内でもまだ発生していることを把握しております。

感染性胃腸炎の主な症状は、下痢、嘔吐、それから腹痛、軽い発熱です。潜伏期間としては、個人差はあるんですけども、大体1日から2日ないし3日程度です。感染経路は経口感染といまして、人から人へ口の中に入ること、食物、汚染された食べ物を口に含むことで感染していきます。

ウイルス性胃腸炎の特別な治療法はなく、つらい症状を軽減するための処置のみ行われ、主に脱水を予防するための点滴を打つ児童もいますし、口から直接水分をとって、安静にして全身状態をよくしていったって治します。症状の予後はとても良好で、後遺症などが残るようなものではなく、1シーズンの中でも繰り返してなるような児童生徒もおります。この病気に関しては、予防の第一は手洗いとなります。調理前、食事前、トイレの後、忘れずに行うように学校でも保健体育課よりシーズンの前後には周知しております。

今回、八栄と坪井のほうではハイターによる塩素系の消毒剤で現地での養護教諭を中心として適切な処理を行ったという見解を船橋市保健所から得ております。

現在、病院に搬送された八栄小8名、それから坪井小2名も皆元気になりました。

感染性胃腸炎というものは、学校保健安全法においては主治医、もしくは学校医の指示に従って、全身状態のよい者については登校が可能であると言われていた疾患でありまして、出席停止として明記されている疾患でないことを申し添えます。

以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。一宮少年自然の家でのノロウイルスの発症について、その後の対応等についてご報告いただきました。12日の時点では全員が元気に学校に出てきているということです。ご質問等ございますか。

大変でしょうね。このことについての保護者の方へのご説明等はどんなふうに行っていますか。

#### 【指導課主幹】

八栄小学校、坪井小学校、両校とも児童が帰校したときに児童のほうに事情を説明して、保護者あての文書を出しまして説明をさせていただきます。

#### 【石坂委員】

すみません、八栄小の生徒が6月7日、8日で、6月8日から坪井小学校でしたけれども、急な連絡もちょっとどうだったかと思うんですけども、八栄小で発症したときに坪井小には急にキャンセルなんていうことを考えられなかったですか。

#### 【青少年課長】

8日に朝8時ごろから何人かの児童が嘔吐しました。私のほうに所長から連絡が入ったのが8時15分でございます。そのころ、坪井小学校は集合もしくは出発の準備段階だったと思います。私のほうで坪井小がこちらのほうに向かってきているというのを把握しておりました。

では、館の中で感染をする可能性があるのかないのかという多分ご質問だと思うんですが、私の判断では、また私だけではなくてまず長生保健所の職員6名が9時半ごろ自然の家に来まして、班分けをして、そのうちの2名が厨房を含めた食堂にすぐ来たそうです。そこで保健所職員が食堂の従業員が毎月実施している検便記録や7日夕食の保存食だとか、そういうものを全部提出させて持って帰ったそうです。そのときに、持って帰る前に今日中に検便をなささいということで、その容器も置いていったそうです。後になってそれはやらなくていいという判断が長生の保健所から来たようです。

そういう連絡が全部私のほうに集中して入ってきました。その中で、一部その保健所の職員が、この状況は普通に考えて食中毒とは考えらず、今後の食事の提供は構わないという指示をしていったそうです。

そして一番心配なのが、児童の吐物をどのように処理をしたか、それを放置していたのかと、そういうのが問題だと思うんですが、当日、八栄小学校の養護教諭及び引率の責任教諭又は担任が、そういう子をすぐトイレに連れて行って、トイレで嘔吐させています。即そこで吐物を処理し、塩素系キッチンハイターで、すぐ死滅するそうなので、それで処理をしているということです。

つまり食中毒ではないというものと、消毒を速やかに迅速に協力体制をとってしており、その児童が使用していた部屋につきましてはすぐ閉鎖をしました。そして、私どものほうは1人ノロウイルスが出たということが11時半に判明していますので、その前に業者に連絡を入れていまして、業者のほうは12時半ごろには施設に来ていまして、12時50分から14時50分の間、全館この時点で塩素消毒をしました。つまり、これだけのことを施設側としていましたので、私どもとしては施設の中で感染するものとはその時点で考えてはおりませんでした。

なおかつ子どもたちは、坪井小の子どもたちにつきましては、一旦11時に一宮少年自然の家に着いておりますが、11時15分に一宮少年自然の家を出発して、憩いの森から一宮少年自然の家までウォークラリーをしてきます。通常2時間ぐらいで自然の家には着いてしまうらしいんですが、自然の家の後ろに大きなグラウンド、芝生の広場がありますので、そこで待機をさせ、八栄小学校の子どもたちについては2時半に出発をさせているということで、接触をさせないというのを第1の条件としておりました。

こういうものが重なってきましたので、中での感染というものはその時点ではなく、外から持ち込まれてきたものだという認識を持っておりました。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。山本委員から何かありますか。

**【山本委員】**

そうすると、坪井小の男の子Bは、これは潜伏期間のうちに一宮のほうに来て、それで一宮で発症したというふうに考えて、施設内で感染したのではないということですね。

**【青少年課長】**

絶対に施設の中で感染はしないとは言いつもりはありません。私どもも十分に塩素消毒をしていますし、後で聞いたところによると、この子につきましては何日か前から腹痛を起こしていたという情報を得ております。

**【生涯学習部長】**

補足ですが、先ほど健康福祉委員会と文教委員会の合同審査会という話をさせていただいたかと思えます。その中に千葉県の長生保健所と船橋の保健所の調査結果概要の中では食事または食事をしている調理員から移った可能性は極めて低いというのが一つあります。それと、坪井小については、経過や、その後の措置等から考えると、施設内で感染した可能性も薄いであろうということです。ただし、先ほど青少年課長が申しましたように、確実にそれがどうかという話は残念ながらわからないということです。

そういうことで、この事案は千葉県においては対応が収束しております。その後、11日から続いていないということ。それと経緯から踏まえて、一つは食事の感染からではないということ。それともう一つ施設内で、八栄小と坪井小の生徒が接触するような形はなかったということ。それらから類推すると、因果関係はないか、可能性が低いということでございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。いろいろ丁寧に記録を出していただいて、また対応もきちっと専門機関と連携をとりながら進めていくというところでご対応いただいて、本当に子どもたちに大きなことが起こらなくてよかったですと思います。

それでは、そのほかにはよろしいですか。

この後は先ほど非公開と決しました議案の審議に移りたいと思いますので、関係者以外の方はご退席をお願いしたいと思います。

(関係者以外退場)

**【委員長】**

よろしいですか。それでは、議案第42号について審議したいと思います。学務課、ご説明お願



いします。

議案第42号「船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について」は、学務課から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第43号について、中央図書館、お願いいたします。

議案第43号「船橋市図書館協議会委員の任命について」は、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

長時間にわたりましたが、本日予定しておりました議案等の審議はこれにて終了いたしました。教育委員会6月定例会、閉会といたしたいと思っております。お疲れさまでした。